

## 総合評価落札方式において技術提案等が履行されなかった 場合の措置について

総合評価落札方式において技術提案等が履行されなかった場合、当該工事における措置は、これまで下記【現状】のように取扱ってきました。

平成 29 年 4 月 1 日以降に公告される工事について、市全体の見直しに伴い下記【平成 29 年度～】の取扱いとなりますので、お知らせします。

### 【現状】

項目	履行されなかった場合の措置	
	違約金	工事成績減点
技術提案 (特別簡易型を除く。)	—	—8

※ 名古屋市上下水道局指名停止要綱の措置要件に該当する場合、指名停止措置を適用

### 【平成 29 年度～】(平成 29 年 4 月 1 日以降に公告される工事に適用)

項目	履行されなかった場合の措置	
	違約金	工事成績減点
技術提案、施工計画	適用	—8～*
配置予定技術者	適用	—8
地元企業の下請活用	適用	—3

※ 名古屋市上下水道局指名停止要綱の措置要件に該当する場合、指名停止措置を適用

- \* 不履行数に応じた減点とする。1 項目でも不履行であれば 8 点、全項目不履行であった場合 16 点を減点数として、不履行の数に応じて次の計算式にて減点数を算出し(小数点以下四捨五入)、工事成績を減点する。

$$\text{減点数} = -8 \times (1 + (\text{不履行数} - 1) / (\text{有効提案数} - 1))$$

例：有効提案数 10、不履行数 1 の場合 …	－ 8点
有効提案数 10、不履行数 3 の場合 …	－10点

詳しくは、電子調達システムの調達情報サービスで、対象工事の入札情報をご覧ください。

なお、「地元企業の下請活用」「違約金」等については、調達情報サービス「総合評価落札方式の評価基準等の改正について」をご参照ください。

工事成績減点については、「成績評定関係」のページもご覧ください。

(お問合せ先)

上下水道局総務部契約監理課	(052) 972-3752
上下水道局技術本部計画部技術管理課	(052) 889-1055